平成２２年（再イ）第６２号
兵庫県尼崎市西本町６丁目37番地ハイツフォーティセブン401号
再生債務者　新林　誠吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月２日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再イ）第８１７号
札幌市厚別区もみじ台東４丁目３番３号
再生債務者　小倉　誠治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第１７７号
札幌市白石区平和通８丁目南６番19号
再生債務者　北野　常雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第２０１号
札幌市豊平区平岸１条８丁目３番31号　フロンティア平岸203号
再生債務者　小笠原健夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第２０号
北海道帯広市西11条南25丁目６番地
再生債務者　氏川　之雅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第２２号
北海道中川郡幕別町札内豊町23番地の８
再生債務者　相原　正典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第７号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東325番地の11
再生債務者　弓田　晴巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２１年（再イ）第８３号
相模原市中央区上溝１丁目６番７号
再生債務者　松方　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（再イ）第１０号
相模原市中央区高根２丁目５番24号
再生債務者　中村　　寧
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（再イ）第５号
小松市大領中町２丁目135番地、従前の住所小松市軽海町ソ55番地１ハラサンコーポ西軽海109号室
再生債務者　村上　利行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（再イ）第９３号
静岡市清水区田町59番地の５
再生債務者　石川　裕子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第２９号
滋賀県湖南市宝来坂３丁目６番２号
再生債務者　木村　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第２５号
和歌山市内原877番地の３シティハイツ内原105号
再生債務者　冨村　敏徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月３日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第５号

平成22年８月22日に執行する東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 22 年８月 16 日

独立行政法人都市再生機構東日本支社
支社長　根岸　　尚

記

1　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　　所
宮代　博安	静岡県沼津市杉崎町２番15号
杉山　光司	静岡県沼津市高島町10番26号
梅田　陽子	静岡県沼津市高島町２番10号
大嶽　宣夫	静岡県沼津市馬込207番地
土屋　光良	静岡県沼津市杉崎町５番17号
株式会社ＺＯＡ	静岡県沼津市大諏訪719番地
勝又　護之	静岡県沼津市杉崎町２番30号

2　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　　所
芹澤　保次	静岡県沼津市米山町２番27号

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第６号

平成22年８月22日に執行する東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年８月 16 日

独立行政法人都市再生機構東日本支社
支社長　根岸　　尚